

情報セキュリティ基本方針

1 目的

お客様から信頼される通訳・翻訳のシステム・サービスの提供者として、お客様情報のセキュリティに関するインシデントの防止を図ることにより、お客様の信頼確保及び事業損失を最小限に留めることを目的とする。

2 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、機密性、完全性及び可用性を確保し維持することをいう。

- (1) 機密性：許可されていない個人、エンティティ(団体等)又はプロセスに対して、情報を使用不可又は、非公開にする特性。(情報を漏えいや不正アクセスから保護すること。)
- (2) 完全性：資産の正確さ及び完全さを保護する特性(情報の改ざんや間違いから保護すること。)
- (3) 可用性：認可されたエンティティ(団体等)が要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性。(情報の紛失・破損やシステムの停止などから保護すること。)

3 適用範囲

【組織】：マインドワード株式会社

【施設】：本社

【業務】：自動通訳および自動翻訳のシステム開発及びサービス提供

【資産】：上記業務、サービスにかかわる書類、データ、翻訳サーバ等の情報システム

【ネットワーク】：クラウド内のサービスネットワーク、社内ネットワーク

4 実施事項

- (1) 適用範囲の全ての情報資産を脅威(漏えい、不正アクセス、改ざん、紛失・破損)から保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立、導入、運用、監視、見直し、維持及び改善するものとする。
- (2) 情報資産の取り扱いは、関係法令及び契約上の要求事項を遵守するものとする。
- (3) 重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをするものとする。

- (4) 情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲すべての従業員および関係者に対して定期的
に実施するものとする。

5 責任と義務及び罰則

- (1) 情報セキュリティの責任は、代表取締役 CEO が負う。そのために代表取締役 CEO は、適
用範囲の従業員および関係者が必要とする資源を提供するものとする。
- (2) 適用範囲の従業員および関係者は、お客さま情報を守る義務があるものとする。
- (3) 適用範囲の従業員および関係者は、本方針を維持するため策定された手順に従わなけれ
ばならないものとする。
- (4) 適用範囲の従業員および関係者は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する
責任を有するものとする。
- (5) 適用範囲の従業員が、お客さま情報に限らず取り扱う情報資産の保護を危うくする行為
を行なった場合は、就業規則に従い処分を行なうものとする。

6 定期的見直し

情報セキュリティマネジメントシステムの見直しは、環境変化に合わせるため定期的
に実施するものとする。

制定日	2022年4月1日
改定日	2025年2月1日
役職	代表取締役 CEO
署名	菅谷 史昭